

○総務省令第十三号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の四の規定に基づき、特定無線局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣 片山 善博

特定無線局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「最大運用数による運用における」を「運用（特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては、それらの局の最大運用数による運用）による」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 それらの局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。